

各位

全5ページ

登録速報(2023-081)

2023年 3月 1日

クミアイ化学工業株式会社

企画普及部普及課

登録速報

下記の通り、注意事項変更届けを提出しましたので、ご連絡します。

提出日： 2023年2月24日

(注意事項は届けを提出した段階で、登録変更となります)

記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第11574号

名 称：クミアイトップジンM水和剤

2 変更を生じた年月日

令和 5年 2月24日

3 変更を生じた事項及び変更の内容

- 農薬登録申請書第8項に(20)として以下の注意事項を追加し、以降番号を順次繰り下げ、別紙1のとおりとする。

追加する注意事項

(20) カラー及び花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。また、使用後14日間は入水しないこと。

- 農薬登録申請書第10項について、現行の注意事項を(1)とし、(2)として次の注意事項を追加、変更後のとおりとする。

追加する注意事項

(2) 浸漬後の薬液は、河川等に流さず、水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

変更後

(1) 水産動植物(魚類)に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。

(2) 浸漬後の薬液は、河川等に流さず、水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

4 変更の理由

適切な注意事項とするため。

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) ボルドー液との混用はさけること。
- (3) かんきつの貯蔵病害防除に使用する場合には、青かび病、緑かび病、軸腐病、黒斑病、灰色かび病には有効だが、黒腐病には効果が劣るので黒腐病防除が主体の場合には使用しないこと。また、収穫前3週間以内〔かんきつ(みかんを除く)の場合には収穫前2~3週間の間〕に1回散布すると効果的である。
- (4) りんごの腐らん病防除に対する本剤の使用は生育期における病菌の感染侵入阻止を目的として散布するので生育期の通年散布とすること。
- (5) ぶどうに使用する場合、幼果期以降の散布は果粉の溶脱や果実の汚れを生じるおそれがあるので注意すること。
- (6) いちごに対して使用する場合には下記の注意を守ること。
 - ① 萎黄病防除に使用する場合には下記の注意を守ること。
 - i) 萎黄病多発地では本剤の浸漬処理、灌注処理のみでは効果が不十分な場合もあるので、植付前には土壤くん蒸を行い、本剤処理との組合せで防除すると有効である。
 - ii) 灌注する場合は下記の注意を守ること。
 - a) 土壤の種類や条件によって効果に差が認められるので注意する。
 - b) 萎黄病は、土壤温度の高い時(20°C以上)に発生しやすいので、地温の高い仮植時期に処理すること。
 - c) 土壤条件などによっては葉色が劣ったり、多少生育抑制のみられる場合もあるが、その後の生育や収量の影響は認められていない。
 - iii) 苗根部浸漬する場合は、浸漬時間が長く(所定時間以上)なると薬害(活着不良)を生じるおそれがあるので、処理時間を厳守すること。
 - ② うどんこ病防除に使用する場合は下記の注意を守ること。
 - i) 株浸漬する場合は下記の注意を守ること。
 - a) 株冷蔵栽培いちごの定植時に、無病苗を得るために、冷蔵前に処理するものである。うどんこ病の発生まん延時の防除とは異なるので注意すること。
 - b) 浸漬処理薬液が葉裏まで十分付着するように薬液には展着剤を加用し、水洗した苗株を株全体がつかるように浸漬し、苗を薬液中で2~3回上下にゆすること。
 - c) 本剤処理した苗株は、水洗せずに半乾きとした後、ビニール袋に入れ、慣行に従って冷蔵すること。
 - d) 冷蔵後、定植前の処理では、効果が劣ることがあるので、必ず冷蔵前に処理すること。
 - ii) 散布する場合は、葉及び果実に汚れを生じるおそれがあるので注意すること。

- (7) いちじくに対して灌注処理する場合は次の事項に注意すること。
- ① 1ヶ月間隔で使用することが望ましい。
 - ② 生育抑制などの薬害を生じるおそれがあるので、ポット栽培などの根域が抑制される栽培条件での使用はさけること。
- (8) 水稻の種子消毒に使用する場合は、下記の注意を守ること。
- ① 消毒後は水洗せずに浸種または播種すること。
 - ② 浸漬処理薬液の温度はなるべく10°C以下をさけること。
 - ③ 粒と浸漬処理薬液の容量比は1:1以上とし、種粒はサラン網などの目のある袋を用い、薬液処理時によくゆすこと。
 - ④ 低濃度(300~500倍)長時間浸漬の場合は、薬液浸漬処理中1~2回攪拌すること。
 - ⑤ 本剤処理を行った種子の浸種に当たっては次の注意を守ること。
 - i) 薬剤処理した種粒は少なくとも数時間は放置して風乾後浸種すること。
 - ii) 浸種は停滞水中で行うこと。
 - iii) 浴比は1:2とし、水の交換は原則として行わないこと。但し、液温が高温の場合など、酸素不足になるおそれがあるときには静かに換水すること。
 - ⑥ 薬剤処理した種子は、食料、飼料に使用しないよう注意すること。
- (9) れんこんに使用する場合、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- (10) 麦の雪腐病防除に使用する場合、散布液量は10アール当たり100Lが標準である。なお、1回散布の場合にはなるべく根雪近くに行うと効果的である。
- (11) 小麦の少量散布で使用する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を使用すること。
- (12) チューリップの球根粉衣は植付前または貯蔵前に球根1kgに対し、本剤1gを均一に粉衣すること。
- (13) 本剤を大型散布機で使用する場合には、各散布機種の散布基準に従って実施すること。
- (14) 本剤は、連續使用によって一部の病害に耐性菌を生じ、効果の劣った事例があるので、過度の連用をさけ、なるべく作用性の異なる他の薬剤と組み合せて、輪番で使用すること。
- (15) だいづの紫斑病に対しては、落花後~若葉期に2~3回散布すること。
- (16) だいづの紫斑病防除には種子消毒のみでは不十分なので、生育期の散布による防除と組合せて使用すること。
- (17) 果樹の白紋羽病に対し、灌注処理する場合は樹幹部周辺の土壤を木の大きさに応じて掘りあげ、根を露出させ、病根をていねいに除去したのち、所定濃度の希釀液を1本当たり成木では200~300L、苗木では20~30L灌注すること。
- (18) かんしょ、さといもの種いも消毒後は水洗せずに薬液が乾いてから植付けること。薬剤処理した種いもは食料、飼料に使用しないこと。
- (19) アスパラガスの茎枯病の防除は収穫打ち切り後、残茎を取り除き新しく萌芽した茎を対象とすること。

- (20) カラー及び花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。また、使用後14日間は入水しないこと。
- (21) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかかるないようにすること。また、桑に使用後3日間は蚕に桑葉を給餌しないこと。
- (22) ハウスなどの常温煙霧用として使用する場合は下記の注意を守ること。
- (23) 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。
特に常温煙霧装置の選定及び使用に当たっては、病害虫防除所等関係機関の指導を受けること。
- (24) 作業はできるだけ夕刻行い、作業終了後6時間以上密閉すること。できれば翌朝までとすること。
- (25) たばこの親床での処理は播種後10日目から1週間間隔で、子床での処理は仮植後7日目から1週間間隔で薬液を散布すること。
- (26) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (27) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上